

特別養護老人ホーム のぞみの苑

(介護保険の負担割合が1割の場合)

利用料金・ユニット型個室 (介護保険適用時)

介護度	段階	1日あたり利用料金				31日ご利用の場合		
		介護保険 自己負担額	居住費 自己負担額	食費 自己負担額	自己負担額 日額合計	自己負担額 1ヶ月小計	預かり金 管理料	自己負担額 1ヶ月合計
要介護度1	第1段階	755円	820円	300円	1,875円	58,125円	1,500円	59,625円
	第2段階		820円	390円	1,965円	60,915円	1,500円	62,415円
	第3段階①		1,310円	650円	2,715円	84,165円	1,500円	85,665円
	第3段階②		1,310円	1,360円	3,425円	106,175円	1,500円	107,675円
	第4段階		2,006円	1,445円	4,206円	130,386円	1,500円	131,886円
要介護度2	第1段階	825円	820円	300円	1,945円	60,295円	1,500円	61,795円
	第2段階		820円	390円	2,035円	63,085円	1,500円	64,585円
	第3段階①		1,310円	650円	2,785円	86,335円	1,500円	87,835円
	第3段階②		1,310円	1,360円	3,495円	108,345円	1,500円	109,845円
	第4段階		2,006円	1,445円	4,276円	132,556円	1,500円	134,056円
要介護度3	第1段階	900円	820円	300円	2,020円	62,620円	1,500円	64,120円
	第2段階		820円	390円	2,110円	65,410円	1,500円	66,910円
	第3段階①		1,310円	650円	2,860円	88,660円	1,500円	90,160円
	第3段階②		1,310円	1,360円	3,570円	110,670円	1,500円	112,170円
	第4段階		2,006円	1,445円	4,351円	134,881円	1,500円	136,381円
要介護度4	第1段階	971円	820円	300円	2,091円	64,821円	1,500円	66,321円
	第2段階		820円	390円	2,181円	67,611円	1,500円	69,111円
	第3段階①		1,310円	650円	2,931円	90,861円	1,500円	92,361円
	第3段階②		1,310円	1,360円	3,641円	112,871円	1,500円	114,371円
	第4段階		2,006円	1,445円	4,422円	137,082円	1,500円	138,582円
要介護度5	第1段階	1,040円	820円	300円	2,160円	66,960円	1,500円	68,460円
	第2段階		820円	390円	2,250円	69,750円	1,500円	71,250円
	第3段階①		1,310円	650円	3,000円	93,000円	1,500円	94,500円
	第3段階②		1,310円	1,360円	3,710円	115,010円	1,500円	116,510円
	第4段階		2,006円	1,445円	4,491円	139,221円	1,500円	140,721円

- ① 上記金額自己負担額は、令和6年4月1日からのものです。
- ② 上記ご利用料金の他、加入されている保険の種類や医療保険証のご負担割合等により別途医療費がかかります。但し、福祉医療費被受給者証をお持ちの方は無料です。
- ③ 介護保険自己負担額には、日常生活継続支援加算46円、看護体制加算(I)6円、夜勤職員配置加算(IV)33円がそれぞれ含まれております。
- ④ 居住費・食費については、所得に応じて利用料金が異なります。改正で預貯金等の金額が利用者負担段階別となりました。また、第3段階が①と②に細分化され食事の負担額が一部変更となりました。
  - 第1段階 市町村民税非課税世帯の生活保護受給者または老齢福祉年金受給者の方で、預貯金等が単身1,000万円以下、夫婦2,000万円以下の方
  - 第2段階 市町村民税非課税世帯で課税年金収入額と非課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方で、預貯金等が単身650万円以下、夫婦で1,650万円以下の方
  - 第3段階① 市町村民税非課税世帯で課税年金収入額と非課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の方で、預貯金等が単身550万円以下、夫婦で1,550万円以下の方
  - 第3段階② 市町村民税非課税世帯で課税年金収入額と非課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える方で、預貯金等が単身500万円以下、夫婦で1,500万円以下の方
  - 第4段階 市町村民税課税世帯(配偶者が市町村民税課税の場合も含む)の方または預貯金等が単身で500万円(夫婦で1,500万円)を超える方等。
- ⑤ 原則、施設の金銭・貴重品の管理サービスをご利用して頂き、預かり金管理料として月額1,500円頂いております。(介護保険給付対象外)

※上記以外に初期加算30円、療養食加算1食6円、介護職員処遇改善加算(I)介護保険総額8.3%(1ヶ月) 介護職員等特定処遇改善加算(I)介護保険総額2.7%(1ヶ月)、介護職員等ベースアップ等支援加算(I) 介護保険総額1.6%(1ヶ月)など、その他必要な経費もございます。詳細はお問い合わせ下さい。